

(別紙)

## 執筆要項

法学研究年報編集委員会

一、応募は研究論文・判例研究及び翻訳原稿とします。

※ 翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得るようにしてください。

二、先頭ページに大項目の目次を設けてください。ただし、目次には「第一章」、「第一節」等は使用しないでください。

(例) 一 はじめに または 序

二 国会と立法

三 内閣と行政

四 裁判所と司法

五 おわりに または 結語

三、文献の引用と表記

本文の該当箇所に「・・・というのが通説である(1)」のように註記番号を付して、巻末に通し番号で引用文献・資料等を表示してください。

なお、ここに示した引用方法は一例に過ぎず、国や研究分野により、その引用方法は異なりますので、必ず大学院指導教員の指導を受けるようにしてください。

1 邦語文献については、著書の場合には、著者名、書名、出版社、出版年、引用頁の順に、また、論文の場合は、執筆者名、論文表題、掲載誌名、巻・号数、発行年、引用頁の順にお願いします。

【例Ⅱ著書】 (1) 団藤重光『法学の基礎』(有斐閣、平成八年) 一三四頁。

【例Ⅱ論文】 (2) 小和田恆Ⅱ芝原邦爾「ローマ会議を振り返って」『ジュリスト』一一四六号(平成一〇年) 九―一二頁。

【例Ⅱ再度の引用】 (3) 団藤・前掲註(1) 二四三頁。

【例Ⅱ訳書】 (4) ミルトン・メイヤロフ著、田村真・向野宣之訳『ケアの本質——生きることの意味』(一九九三年) 一三頁。

【例Ⅱ判 例】 (5) 最判昭和二四年五月一〇日刑集三卷六号七一頁

東京地判平成一三年二八日判時一七六三号一七頁

2 外国語文献については、次の例を参照してください。

① ア メ リ カ

【例Ⅱ著 書】 (6) Charles A. Wright, *The Law of Federal Courts*, 306 (4th ed., 1983).

【例Ⅱ論 文】 (7) Katherine T. Bartlett, *Feminist Legal Methods*, 103 Harv. L. Rev. 829, 839 (1990).

【例Ⅱ再度の引用】 (8) Wright, *supra* note 6, at 345.

(9) Bartlett, *supra* note 7, at 345.

(10) *Id.* at 150. [「同前」を参照する]

その他、米国の文献を引用する場合には、*The Bluebook: Uniform System of Citation* (17th ed., 2000)を参照してください。

② イ ギ リ ス

【例Ⅱ著 書】 (11) Sir William Holdsworth, *A History of English Law*, vol. 2 (London: Methuen, 1936) p. 226.

【例Ⅱ論 文】 (12) P.J. Millett, 'Tracing the proceeds of fraud' (1991)107 L.Q.R. 71.

【例Ⅱ再度の引用】 (13) Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

(14) *Ibid.*, p. 228. [「同前」を参照する]

③ ド イ ツ

【例Ⅱ著 書】 (15) Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl. (Wien: Franz Deuticke, 1960) S. 105 ff.

【例Ⅱ論 文】 (16) Edmund Mezger, 'Die subjektiven Unrechtselamente', GS 89 (1924) S. 205 ff.

【例Ⅱ再度の引用】 (17) Kelsen, *op. cit.*, S. 125.

④ フ ラ ンス

【例Ⅱ著 書】 (18) René David, *Traité élémentaire de droit civil comparé* (Paris: Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1950) p. 26.

【例Ⅱ論 文】 (19) Louis Rolland, «Le ministère public en droit français», J.C.P. 1957-1, 1281, n° 9 et suiv.

【例Ⅱ再度の引用】 (20) David, *op. cit.*, p. 105.

(21) *Ibid.* [「同前」を参照する]

四、校正について

校正の際の加筆・修正はやむを得ない場合に限るものとし、特に再校以後の加筆・修正は避けてください。また、執筆者による校正は再校までとし、初校、再校とも一週間程度でお返しくださるようお願いします。

五、原稿分量は、三万四千字以内を原則とし、多少の増減はやむを得ないものとします。

以上